

学校法人の管理運営不適正への対応に関する資料

私立学校法・学校教育法に基づく不祥事案への対応(大学関係)

○教学面の問題(学校教育法)

・法令の規定に違反していると認めるとき

⇒「関係の法令というのは、従来の解釈では、学校教育法体系の法令ということ(平成14年11月8日工藤高等教育局長答弁)」

大学に対する対応

必要に応じて当該学校に対し、報告又は資料の提出を求める(学教法15条4項)

「第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。」

必要な措置をとるべきことを勧告(学教法15条1項)

「設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる」

○過去の事例(平成19年)
・LEC東京リーガルマインド大学

勧告事項に係る変更命令(学教法15条2項)

「前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。」

学校の閉鎖を命令(学教法13条)

勧告事項に係る組織の廃止を命令(学教法15条3項)

「文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。」

- 法令の規定に故意に反したとき
- 法令の規定によりその者がした命令に違反した時
- 6箇月以上授業を行わなかったとき

不祥事発生

行政指導(任意)

- ・報告提出
- ・実地調査

法人に対する対応

報告徴収・立入検査(私学法63条)

「この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」

・私学審議会等からの意見聴取
・弁明の機会の付与

措置命令(私学法60条1項)

「学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」

・私学審議会等からの意見聴取
・弁明の機会の付与

役員解任勧告(私学法60条9項)

「学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。」

・私学審議会等からの意見聴取
・聴聞手続

解散命令(私学法62条)

「学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。」

○経営面の問題(私立学校法)

- ・法令の規定等に違反しているとき
- ・運営が著しく適正を欠くと認めるとき

⇒「明白に法令違反とまでは言えないけれども、措置命令を行い得る事例としての要件を満たしている場合、そのうち、私立学校の設置者として求められる要件に照らして適正を欠く場合で、具体的には、理事の地位をめぐる訴訟により必要な予算の編成や事業計画の作成がなされず、教育研究活動に支障が生じている場合などが想定される(平成26年3月12日常盤私学部長答弁)」

⇒「単に漠然と疑いがあるという状態ではなく、学校法人の運営に著しく適正を欠く事態に立ち至っている場合であり、任意の報告の求めや調査、又は改正案第63条による報告徴収及び検査により必要な事実が確認された場合(平成26年3月25日常盤私学部長答弁)」

○過去の事例

(報告徴収命令)

・学校法人明浄学園(令和元年)

(解散命令)

・学校法人瑞穂学園(平成16年)

・学校法人北九州学院(平成16年)

・学校法人富士見丘学園(平成17年)

・学校法人堀越学園(平成25年)

※解散命令はいずれも主として私学法25条に規定する「必要な資産を有し」ていないことが理由

事由

【法令違反】

- ア 補助金を他の用途へ使用、法令違反、所轄庁処分違反、不正手段による補助金受給
- イ 学校法人の財産を不正に使用
- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書又は監事の監査報告書に記載すべきものを記載しなかった又は虚偽記載
- エ 上記ウの書類の備付け及び閲覧義務（私立学校法47条）違反
- オ 事業団又は地方公共団体からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの
- カ 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- キ 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- ク 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- ケ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間の訴訟や紛争あり、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- コ 理事会又は評議員会が長期間開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- サ 教職員間の争議行為等又は学生による施設占拠、授業放棄等正常でない行為により、教育その他の学校運営が著しく阻害され、その機能の全部若しくは一部休止
- シ ア～サに掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

【財政状況】

- ア 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの
- イ 事業団からの借入金の償還又は公租公課（共済掛金含む）の納付を1年以上怠っているもの
- ウ 破産手続き開始の決定を受けたもの
- エ 負債総額が資産総額を上回ったもの
- オ 銀行取引停止処分を受けたもの
- カ ア～オの事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合で必要があると認められるもの

- 四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

【その他】

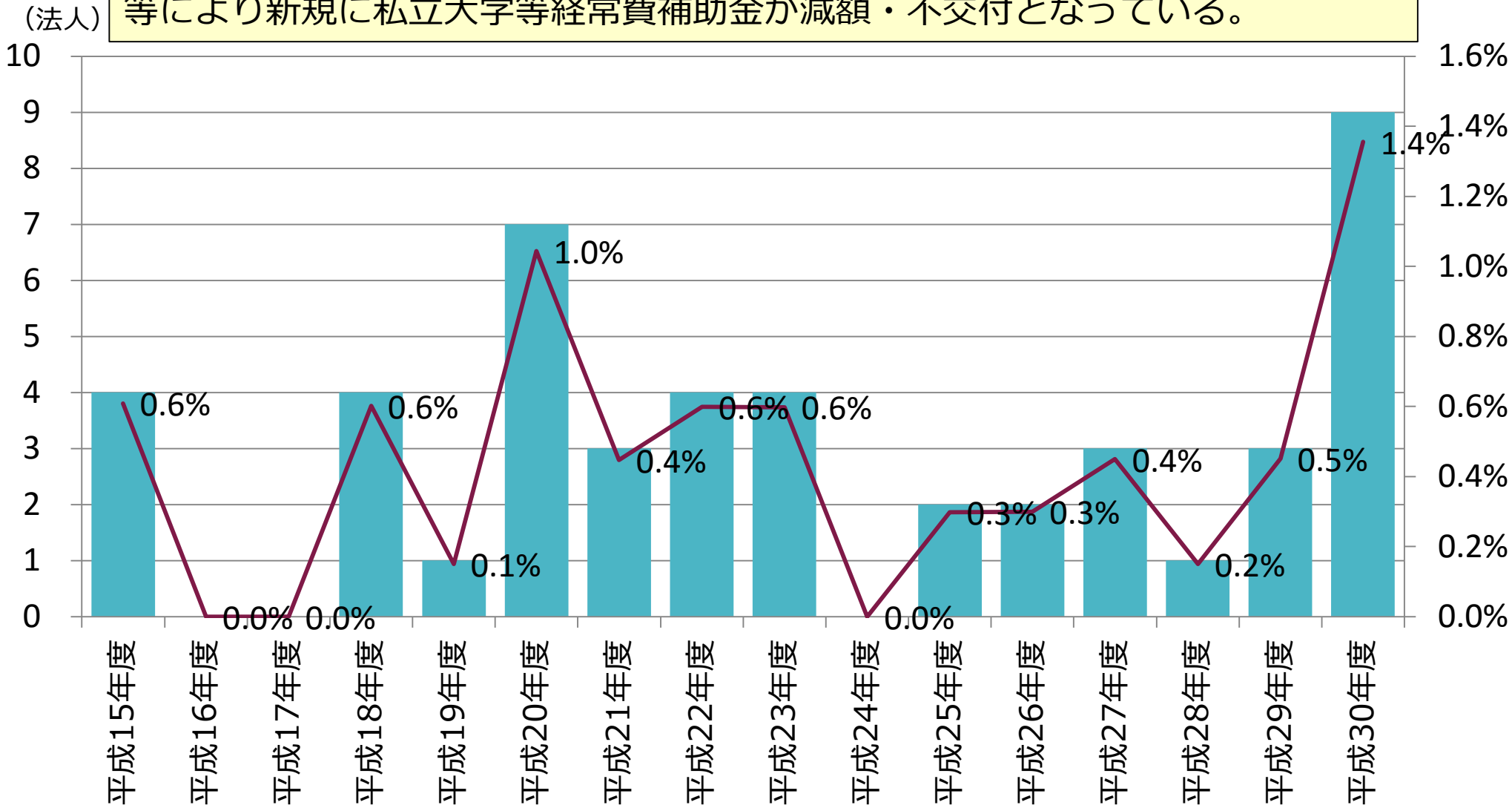
定員の充足状況、設置後完成年度を超えていない、募集停止

減額・不交付となる例

- 理事長による不適切な支出
- 役員の不祥事
- 簿外経理
- 認可に関する虚偽申請 など

管理運営不適正等により私立大学等経常費補助金が減額・不交付となった 文部科学大臣所轄学校法人の数の推移（平成15年度以降、新規措置法人）

平成15年度から平成30年度にかけて、おおむね年間数法人が、管理運営不適正等により新規に私立大学等経常費補助金が減額・不交付となっている。



※当該年度に新規に減額・不交付となった法人数。

（出典）日本私立学校振興・共済事業団調べ

設置計画履行状況等調査（AC）

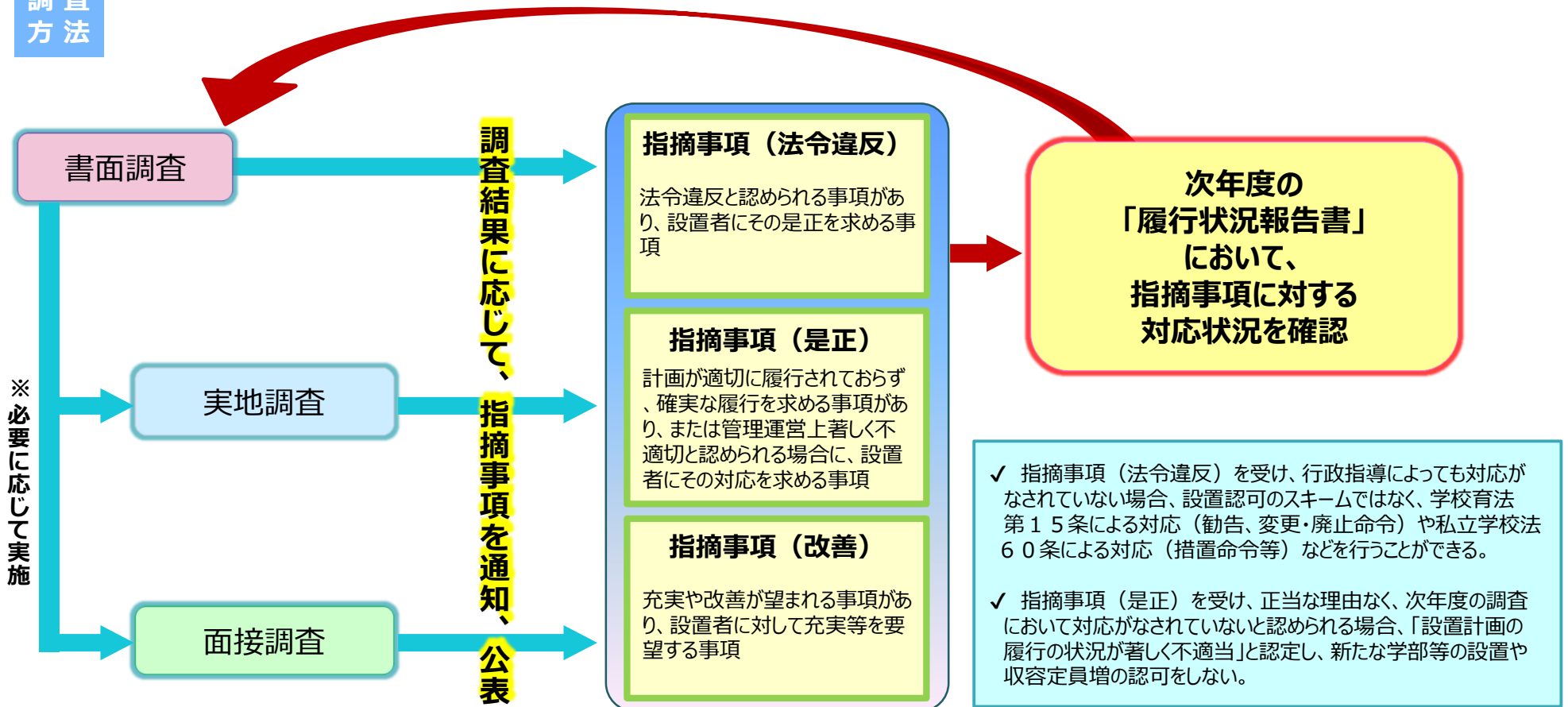
趣旨

大学の設置等の認可の後、原則完成年度までの間、毎年度「履行状況報告書」による報告を求め、認可時の附帯事項が確実に履行されているかを確認するとともに、**教学面**（学生の入学状況及び教員の就任状況、授業科目の開設状況など）、**管理運営面**（役員の就任状況、資産・収支状況など）の状況等についての調査を実施。本調査を通じて、設置計画の確実な履行を担保し、各大学等の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資するとともに、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行う。

調査主体

教学面に関する調査： 大学設置・学校法人審議会 大学設置分科会（設置計画履行状況等調査委員会）
管理運営面に関する調査： 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会

調査方法



(参考)学校法人に対する経営指導体制

◆学校法人運営調査

学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営組織、その活動状況及び財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を実施。(昭和59年より)

委員(※)構成
 ・私学理事(長)、学長／経験者
 ・弁護士
 ・公認会計士
 ・研究者／教授
 ・民間経験者
 (マスコミ・ジャーナリスト等)

※文部科学省組織規則第45条第1項、第4項及び第5項に基づき、委員としての職務を遂行。

学校法人運営調査委員

指導・助言

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面

管理
運営面

教学面

指導・助言に対する改善状況報告

各学校法人

一部の学校法人

対象:全文部科学省所轄学校法人

◆経営改善に向けた指導・助言

経営状況が特に厳しいと認められる学校法人に対しては、経営改善計画(5か年)に基づく経営改善状況の報告を求めるとともに、ヒアリング等を通じて個別に指導・助言を継続。

文部科学省 —経営指導—

- 学校法人に経営改善状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- 学校法人運営調査委員等によるヒアリングを通じて、経営改善の着実な実施に向けた指導・助言を実施

経営改善計画の提出・報告等

経営指導等

経営指導の対象法人

経営改善計画の作成

経営相談等

経営改善計画の作成支援等

私学事業団 —経営相談—

- 経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイス
- 必要に応じて、人材バンク登録の専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施

【経営改善計画(モデル)】

- 法人経営(特に教学、学生募集、財務状況)における現状認識、問題点とその原因及び今後の課題に関する分析
- 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標
 ※1.の分析を踏まえた目標を記載
- 経営改善計画期間における重点事項及び経営資源等(予算、人員等)の配分に係る方針
- 実施計画(1.の分析を踏まえた今後の対応策、計画3年目の目標)
 - 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
 - 教学改革計画
 - 設置校・学部の特徴(強み弱み・環境分析)
 - 学部等の改組・募集停止・定員の見直し等
 - カリキュラム改革・キャリア支援等
 - 学生募集対策と学生数・学納金等計画
 - 外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画
 - 人事政策と人件費の削減計画
 - 経費削減計画(人件費を除く)
 - 施設等整備計画
 - 借入金等の返済計画
- 組織運営体制
 - 理事長・理事会等の役割・責任
 - 経営改善のための今後の検討・実施体制(プロジェクトチームの設置等)
 - 情報公開と危機意識の共有
- 財務計画表
- 経営改善計画実施工程表
- 資産の所有状況(土地及び建物の面積、所在地、路線価図を含む)
- 借入金以外の負債状況(未払金、預り金等の状況)

連携(情報共有・意見交換)

① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組めば改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

② 学校法人運営調査対象法人

- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
- ・実地調査
- ⇒ 必要な指導・助言、通知

※（経営指導強化指標に該当しつつも、該当した要因が学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものなど明確であり、収容定員に対し学生数が比較的安定的に充足しているなど、資金の流出がない場合等には指導の対象外）

一部法人

③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導
⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

経営改善

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において経営基盤の安定確保が必要とされた場合

- ・中でも、経営指導強化指標に該当した法人（※）
- ・経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、経営指導強化指標該当法人と同様の指導が必要と学校法人運営調査委員会で判断する法人

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方針の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

⑥

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表
- ・学校法人が公開した対応方針の方向性について文科省がまとめて公表
- ⇒ 組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方針についてフォロー

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

私学法62条

(参考) 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項 (1)

| 大項目 | 中項目 | 指導・助言事項 (その他意見含む) |
|--|--------------|---|
| 管理運営組織 | 監事 | 監事による監査の充実 |
| | | 監事による教学面を含めた業務監査の充実 |
| | | 監事の監査を支援するための事務体制の整備 |
| | 役員報酬 | 役員報酬に関する規程の整備 |
| | | 役員退職金支給規程の整備 |
| | 理事会 /評議員会 | 監事の理事会・評議員会への出席率の改善 |
| | | 評議員会における評議員の出席率の改善 |
| | | 理事会における理事の出席率の改善 |
| | | 決算及び事業の実績を、理事会において決定、評議員会に報告 |
| | | 理事会が学校法人の最終的な意思決定機関であることを踏まえ、常任理事会等の位置づけや役割を明確化 |
| | 理事 /評議員 | 評議員の欠員補充 |
| | | 理事・評議員の選任手続きを適正化 |
| | 備え付け /届出 | 学校法人設立時の財産目録の備え付け |
| | | 資産総額の変更登記を毎年度所定の期間に行い、文部科学大臣に対する速やかな届出 |
| | 規程 | 学校法人会計基準の改正を踏まえた規定の見直し・改正 |
| | | 教員の採用・昇格基準の整備 |
| | | 諸規程の整備 |
| ・個人情報保護に関する規程 ・情報公開に関する規程 ・公益通報に関する規程 | | |
| ・教職員退職金支給規程 ・学長候補者選考規程 ・学部(学科)長候補者選考規程 | | |

(参考) 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項 (2)

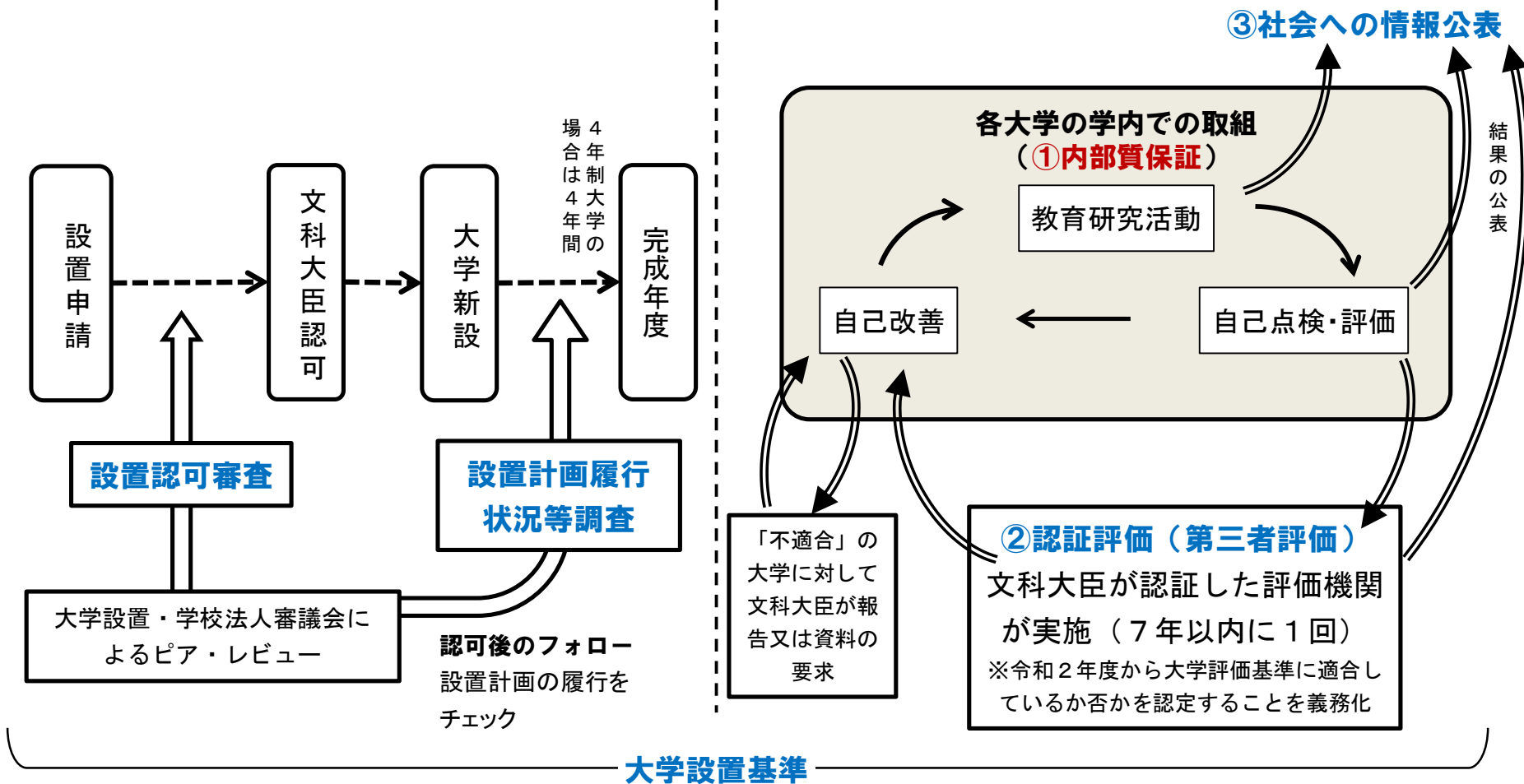
| 大項目 | 中項目 | 指導・助言事項 (その他意見含む) |
|-----------|-------------------------------|----------------------------|
| 財務 | 資産運用 | 資産運用に関する規程の整備 |
| | | 資産運用に関する規定の見直しを含めた適切な改善 |
| | 収益事業 | 収益事業の在り方を検討し、必要に応じた寄附行為の変更 |
| | 財務諸表 | 貸借対照表注記の記載事項改善 |
| | | 補助活動、国際交流基金事業の計上方法の適正化 |
| 経営改善計画 | 経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保 | |
| 教 学 | 学生確保 /定員管理 | 設置学部等の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施 |
| | | 定員管理の適正化、定員超過の改善 |
| | 中長期計画 | 中長期計画の作成及び着実な実施 |
| | 教員補充 | 専任教員の補充 |
| | A P ・ D P | 入学者選抜規程の整備 |
| 卒業認定基準の明示 | | |

(参考) 大学教育の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】

(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

(参考) 大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆収容定員◆

- 収容定員

◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

◆共同教育課程に関する特例◆

◆国際連携学科に関する特例◆

◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

(参考) 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

(参考) 認証評価制度の概要

【概要】

- ・平成16年度から、大学は、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。(学校教育法第109条第2項、第3項)

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、**大学等が社会的評価を受ける**
- ・評価結果を踏まえて**大学等が自ら改善を図る**

【種類】

- ① **大学の教育研究等の総合的な状況の評価**(いわゆる機関別認証評価)
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(7年以内ごと)
- ② **専門職大学院等の評価**(いわゆる分野別認証評価)
専門職大学等及び専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

【大学評価基準】

大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目省令を定める省令(以下、細目省令という)において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること(細目省令第1条第1項第1号)
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること(細目省令第1条第1項第2号)
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること(細目省令第1条第2項第1号)
 - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証、⑨財務、⑩その他教育研究活動等

【評価の方法】

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施(学校教育法第109条第4項)
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択(学校教育法第109条第4項)
- ・①大学の自己点検・評価の結果分析、②大学への実地調査、③ステークホルダーからの意見聴取を義務付け。
(細目省令第1条第1項第4号、第2項第4号)

【評価結果の公表等】

認証評価においては、教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行う。

(学校教育法第109条第5項)

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

(学校教育法第110条第4項)

(参考)大学の情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定(平成11年)

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(平成19年)

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定(平成23年)

【学校教育法施行規則】

第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】(当時)

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
 - 一～五 (略)
 - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - 七・八 (略)